

令和元年8月28日

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 御中

一般社団法人 信託協会

銀行法施行令等の一部を改正する政令（案）等に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

銀行法施行令等の一部を改正する政令（案）等（7/31公表）に関する意見

質問	該当箇所	意見・質問・確認事項等
1	銀行法施行規則第十四条第6項 大口信用等規制告示第四条の三第三項	【大口信用供与等規制の見直しに係るルックスルーの対象について】 ファンド等の中身が実質的に不動産の集合体となっている所謂 J-REIT や私募 REIT の投資口などの不動産証券化商品についてはルックスルーが不要であることを確認させて頂きたい。

以 上